

大阪柔整だより

違法広告・違法看板は今年度中に改善を！

平成 28 年 3 月の大阪保険講演会において「療養費適正化理念」を発表させていただきました。適正化理念のひとつとして違法広告の適正化を掲げているのは周知のことと思います。理念発表後、違法広告問題について大阪府・大阪市とも協議及び意見交換を重ねて参りました。

今回、8 月 16 日に行われた大阪府保健医療企画課との協議において、大阪府として、大阪府下施術所の広告・看板について違法性の有無を調査判断し、優良な広告・看板の施術所と、違法性のある施術所との差別化を図りたいとの発言があり、今後、本腰を入れて対応してくるものと思われまます。

大阪保険講演会でもお話しさせていただきましたが、自ら襟を正すことの重要性を認識していただけたと思います。

大阪社団の会員は自浄作用があるとしっかり行政に認識していただき、将来に向けて社団会員と個人契約者との差別化を図りたいと思いますので、会員の先生方には趣旨をご理解いただき、**来年の 3 月まで**に違法広告・違法看板の改善をお願いいたします。

柔道整復師法 第 24 条

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

1. 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所（※1）
2. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項（※1）
3. 施術日又は施術時間
4. その他厚生労働大臣が指定する事項
厚生労働大臣が指定する事項とは
 - (1) ほねつぎ（又は接骨）
 - (2) 柔道整復師法第 19 条第 1 項前段の規定による届出をした旨
 - (3) 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）。（※2）
 - (4) 予約に基づく施術の実施 (5) 休日又は夜間における施術の実施
 - (6) 出張による施術の実施 (7) 駐車設備に関する事項

補足（※1）1・2 について広告をする場合にも、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならないとされています。（第 24 条第 2 項）

（※2）労災保険や自賠責保険等の保険はこれに含まれないので不可。

「各種保険適用」という表現も医療保険以外の内容を含むと思われるため、広告できません。

例えば、「適応症に関すること」や「交通事故取扱」等は、上記のいずれにも含まれないため、広告できません。また、法定施術と見なされない行為を施術室で行うことはできませんので、それらの法定外行為について施術所が広告することもできません。この規定に違反した者は 30 万円以下の罰金に処するとされています。（第 30 条第 5 項）

公益社団法人 大阪府柔道整復師会

～ 自賠責保険基礎知識 ① ～

今号から、数回にわたり自賠責保険の基礎知識について掲載いたします。

・交通事故による損害を補償する保険は？

自動車保険は、自賠責保険と任意の自動車保険の2つに大別されます。

自賠責保険は、自動車・二輪車・原動機付自転車を運行する場合に法律（自動車損害賠償保障法）によって加入が義務づけられており、必ず加入しなければならないので強制保険と呼ばれています。

この自賠責保険とは、自動車の運行によって他人を死傷させた場合に、被害者の救済を第一の目的としており、対人賠償に限られています。

対人とは、死傷した相手側の運転者とその同乗者、あるいは歩行者などをいいます。

したがって、被害者の怪我や死亡時に賠償金が支払われ、加害者自身の怪我や自動車、建物など物の損害には賠償金が支払われることはありません。

事故を起こした加害者に賠償金を支払う能力がない場合でも、被害者は自賠責保険によって、一定の金額までは賠償金を受け取ることができます。

自賠責保険の支払い限度額は、ケガ…120万円、死亡…3,000万円、後遺障害…程度に応じて75万円～3,000万円、常に介護が必要な場合は4,000万円、となっています。

金額は、加害車両1台につき、被害者1人につきの金額で、1件の事故での総額ではありません。

被害者が複数の加害車両で死傷した場合は、加害車両の台数分の補償があります。

例えば、歩行者が自動車Aにはねられ、その後で自動車Bにもう一度はねられた時は、自賠責保険から、ケガ…120万円×2=240万円、死亡…3,000万円×2=6,000万円の支払いとなり、支払額は2倍になります。（ただし、自動車Aと自動車B双方共に過失がある場合です。）

このように、自賠責保険には限度額があり、対人賠償だけの支払いですから、これだけでは十分な補償とはいえません。そこで、これを補うのが任意の自動車保険です。

・自賠責保険、自動車保険の一括払いとは？

人身事故が起こった時、加害者が自賠責保険のほかに任意の自動車保険にも加入している場合には、自動車保険会社は加害者に代わって自賠責保険を含め、一括して保険金を支払うサービスを実施しています。このサービスを「一括払い」といいます。

一括払いの場合、被害者は自賠責保険と自動車保険それぞれに請求することなく保険金を受け取ることができます。

今回は、保険金等の請求についてご紹介いたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

介護保険のコラム Vol.17

～40歳からの介護保険 その2～

前回に引き続き40歳からの介護保険についてご紹介したいと思います。

・介護保険サービスを受けるための条件は？

介護保険には、第1号被保険者と第2号被保険者があります。

第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳から64歳までの方です。

第2号被保険者でも政令で定める以下の疾病であれば介護保険が受給できます。

- ①がん（悪性腫瘍）末期 ②関節リウマチ ③筋委縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害
- ⑬糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑭脳血管疾患 ⑮閉塞性動脈硬化症
- ⑯慢性閉塞性肺疾患 ⑰両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

・健康保険未加入にご注意

第2号被保険者は、40歳から64歳までの医療保険加入者となっています。

最近、国民健康保険の保険料を滞納している世帯が増加傾向にあります。この方々は介護保険にも未加入ということになります。

万が一、介護状態になっても介護保険サービスは受けられません。

医療費を全額支払うのも大きな負担ですが、介護状態になった時かなりの負担になります。健康保険に未加入ということのないように注意が必要です。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

保険者変更通知

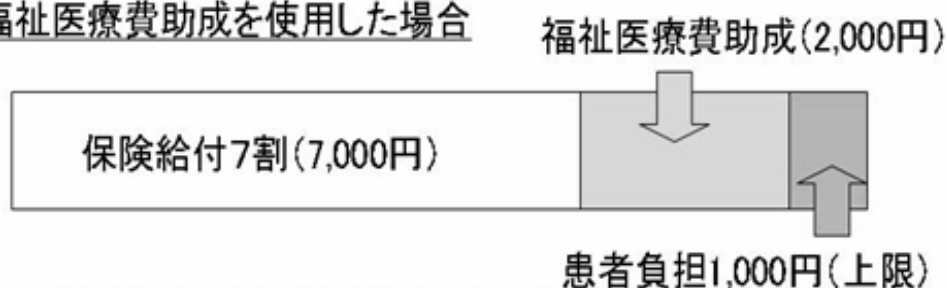
変更前	内容	変更後	変更日
みちのくコカ・コーラ健康保険組合 06030167	解散	全国健康保険協会 岩手支部 01030014	H28年7月1日
ITホールディングスグループ 健康保険組合 06160444	名称変更	TISインテックグループ 健康保険組合 06160444	H28年7月1日
三洋電機連合健康保険組合 06271340	名称変更	サンヨー連合健康保険組合 06271340	H28年9月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

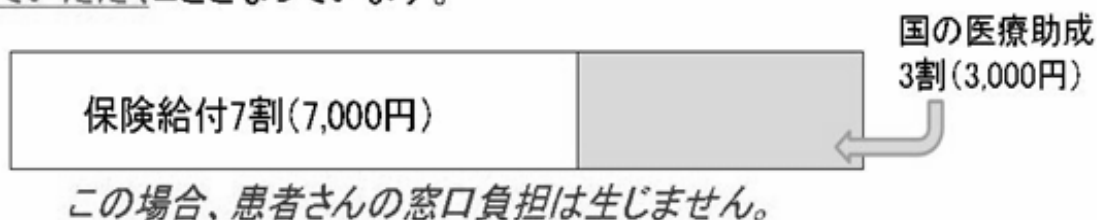
例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。